

社会的養育推進計画(大阪市における数値目標)

※数値目標は、各施設が作成する家庭的養護推進計画を反映させ策定。

パターン1:10年後に里親等委託児童数の国目標を達成とした場合

平成30年度(実績)						
要保護児童数	1,168					
	本体施設		GH		里親等委託	
人数	901		72		195	
割合	77.14%		6.16%		16.70%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	782	119	24	48	108	87
割合	66.95%	10.19%	2.05%	4.11%	9.25%	7.45%
箇所数	—	21 ※	4	8	—	17
		25				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

令和元年度(見込み)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設		GH		里親等委託	
人数	886		86		208	
割合	75.08%		7.29%		17.63%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	641	245	14	72	114	94
割合	54.32%	20.76%	1.19%	6.10%	9.66%	7.97%
箇所数	—	39 ※	3	12	—	19
		42				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

前期(令和2~6年度)						
要保護児童数	1,182					
	本体施設		GH		里親等委託	
人数	479		256		447	
割合	40.52%		21.66%		37.82%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	70	409	64	192	293	154
割合	5.92%	34.60%	5.41%	16.24%	24.79%	13.03%
箇所数	—	62 ※	11	32	—	29
		73				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

後期(令和7~11年度)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設		GH		里親等委託	
人数	116		378		686	
割合	9.83%		32.03%		58.14%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	0	116	144	234	472	214
割合	0.00%	9.83%	12.20%	19.83%	40.00%	18.14%
箇所数	—	99 ※	26	39	—	39
		125				

※児童心理治療施設5箇所(児童院1、弘済のぞみ園4)含む。

社会的養育推進計画(大阪市における数値目標)

※数値目標は、各施設が作成する家庭の養護推進計画を反映させ策定。

パターン2:10年後に里親等委託率が36.5%とした場合

平成30年度(実績)						
要保護児童数	1,168					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	901	72			195	
割合	77.14%	6.16%			16.70%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	782	119	24	48	108	87
割合	66.95%	10.19%	2.05%	4.11%	9.25%	7.45%
箇所数	—	21 ※	5	8	—	17
		26				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

令和元年度(見込み)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	886	86			208	
割合	75.08%	7.29%			17.63%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	641	245	14	72	114	94
割合	54.32%	20.76%	1.19%	6.10%	9.66%	7.97%
箇所数	—	39 ※	3	12	—	19
		42				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

前期(令和2~6年度)						
要保護児童数	1,182					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	606	256			320	
割合	51.27%	21.66%			27.07%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	197	409	64	192	205	115
割合	16.67%	34.60%	5.41%	16.24%	17.34%	9.73%
箇所数	—	62 ※	11	32	—	23
		73				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

後期(令和7~11年度)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	364	385			431	
割合	30.85%	32.63%			36.53%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	0	364	151	234	291	140
割合	0.00%	30.85%	12.80%	19.83%	24.66%	11.86%
箇所数	—	96 ※	28	39	—	28
		124				

※児童心理治療施設5箇所(児童院1、弘済のぞみ園4)含む。

社会的養育推進計画(大阪市における数値目標)

※数値目標は、各施設が作成する家庭の養護推進計画を反映させ策定。

パターン3:10年後に里親等委託率が33.3%とした場合

平成30年度(実績)						
要保護児童数	1,168					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	901	72			195	
割合	77.14%	6.16%			16.70%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	782	119	24	48	108	87
割合	66.95%	10.19%	2.05%	4.11%	9.25%	7.45%
箇所数	—	21 ※	4	8	—	17
		25				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

令和元年度(見込み)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	886	86			208	
割合	75.08%	7.29%			17.63%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	641	245	14	72	114	94
割合	54.32%	20.76%	1.19%	6.10%	9.66%	7.97%
箇所数	—	39 ※	3	12	—	19
		42				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

前期(令和2~6年度)						
要保護児童数	1,182					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	625	256			301	
割合	52.88%	21.66%			25.47%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	216	409	64	192	147	154
割合	18.27%	34.60%	5.41%	16.24%	12.44%	13.03%
箇所数	—	62 ※	11	32	—	29
		73				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

後期(令和7~11年度)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	409	378			393	
割合	34.66%	32.03%			33.31%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	0	409	144	234	179	214
割合	0.00%	34.66%	12.20%	19.83%	15.17%	18.14%
箇所数	—	99 ※	26	39	—	39
		125				

※児童心理治療施設5箇所(児童院1、弘済のぞみ園4)含む。

社会的養育推進計画(大阪市における数値目標)

※数値目標は、各施設が作成する家庭の養護推進計画を反映させ策定。

パターン4:10年後に里親等委託率が32.6%とした場合

平成30年度(実績)						
要保護児童数	1,168					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	901	72			195	
割合	77.14%	6.16%			16.70%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	782	119	24	48	108	87
割合	66.95%	10.19%	2.05%	4.11%	9.25%	7.45%
箇所数	—	21 ※	4	8	—	17
		25				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

令和元年度(見込み)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	886	86			208	
割合	75.08%	7.29%			17.63%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	641	245	14	72	114	94
割合	54.32%	20.76%	1.19%	6.10%	9.66%	7.97%
箇所数	—	39 ※	3	12	—	19
		42				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

前期(令和2～6年度)						
要保護児童数	1,182					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	629	256			297	
割合	53.21%	21.66%			25.13%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	220	409	64	192	143	154
割合	18.61%	34.60%	5.41%	16.24%	12.10%	13.03%
箇所数	—	62 ※	11	32	—	29
		73				

※児童心理治療施設1箇所(児童院)含む。

後期(令和7～11年度)						
要保護児童数	1,180					
	本体施設	GH			里親等委託	
人数	417	378			385	
割合	35.34%	32.03%			32.63%	
	小規模グループケア以外	小規模グループケア	小規模グループケア(分園)	地域小規模児童養護施設	里親	ファミリーホーム
人数	0	417	144	234	171	214
割合	0.00%	35.34%	12.20%	19.83%	14.49%	18.14%
箇所数	—	99 ※	26	39	—	39
		125				

※児童心理治療施設5箇所(児童院1、弘済のぞみ園4)含む。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【基本的な考え方】

- これまで、施設の専門性を活かし、こどもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、児童福祉法第 3 条の 2 の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保する事が重要であり、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うなど、質の高い個別的なケアや、ケアの多機能化を実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保する事が重要である。
- 現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点から、
 - ① 本体施設から順次分散化施設を独立させていく
 - ② 過渡的に本体施設をユニット化していく

など、小規模かつ地域分散化を図りつつ、

- ③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットを機能転換することで多機能化していく

ことで、施設での養育が必要な児童の受け皿を十分に確保しつつ、養育の質についても確保していく事が重要である。

- 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、小規模化・多機能化を含めたあり方を検討することが重要である。
- また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成 28 年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、現在の支援メニューを周知し、利用を促進していくこと、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

現在の大舎制の状況から、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程としては、対応する職員の人材育成の観点から、

- ① 人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく
- ② 過渡的に本体施設をユニット化していく

など、小規模かつ地域分散化を図りつつ、

- ③ 里親等委託児童数の増加に応じて施設で養育が必要なこども数が減少していくことにあわせ、空いたユニットを機能転換する

ことで多機能化していく。

国の策定要領で示されている 「小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね4単位程度まで）にしていくこと」となるよう、小規模化の後に、里親委託率の上昇にあわせて空いたユニットを全て機能転換したとすると、要保護児童数1,180人（推定）中、63.5%にあたる749人の定員となり、残る431人について里親等委託での受け入れが必要（委託率36.5%以上）となるため、前述の③については、里親委託率が36.5%以上となる時期に合わせ、機能転換を図るよう調整することが重要であり、各年度の進捗状況を見ながら、適宜、目標達成年度を見直していく。

2 各施設種別ごとの現状と目標

○乳児院

乳児院においては、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能が第一義的に必要であることに加え、被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもや、保護者との関係に課題を有している家庭からの入所が多く、専門的な養育機能が求められる。また、人生の基礎となる乳幼児期は、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であり、乳児院のケアにおいては、愛着関係の形成に向けて、養育単位の小規模化（小規模グループケア化）が求められる。さらに、できるだけ早期に、安定した家庭（実家庭、その復帰が困難な場合は、里親家庭または養子縁組家庭）で生活できるように支援することも重要である。しかし、児童養護施設に措置変更となるケースも多く、今後、家族再統合支援の充実や里親等委託の更なる推進が必要である。

また、こども相談センターの一時保護所が、おおむね2歳以上を入所対象としていることから、乳児院は2歳未満の全ての乳幼児の一時保護に対応し、緊急対応やアセスメント機能なども担っている。

◇現状

2019（R1）年9月時点 本体 6 施設 定員 190 人

分園型小規模グループケア 2 か所 8 人

◇目標

- ・乳児院における小規模かつ地域分散化を推進するため、令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、分園型小規模グループケア9か所を目標とする。
- ・被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要なこどもの入所が多く、心理療法担当職員の役割強化など専門的な養育ができるよう支援する。
- ・乳幼児期は、持続的な生活環境や人間関係の保障に向けて、重要な方針決定の年齢時期であることから、発達や親子関係についてのアセスメントを継続しながら、家庭復帰に向けた支援方策の拡充を目指す。
- ・実家庭への早期の復帰が困難な場合は、里親等委託を積極的に進める。
- ・乳幼児の一時保護機能を担っており、乳児院、医療機関、こども相談センター等関係機関の緊密な連携を図り、乳児院一時保護専用施設 3 か所を目標とする。

○児童養護施設

児童養護施設においては、安定した生活環境の下で、生活指導、学習指導、家庭環境等の調整等を専門的に行うとともに、虐待を受けた経験等により心身に傷を抱えたこどもも多く、心理的ケア等の専門的ケアを実施し、こどもの心身の健やかな成長とその自立を支援し、退所した後も、安定して自立できるよう相談等支援を行っている。

社会的養護はできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることが望ましく、引き続き、施設の形態を小規模グループケアやグループホームに変えるなど、家庭的養護の推進が必要である。しかし、個々の小規模グループケアや地域でのグループホームが孤立化するおそれがあり、職員間が連携をとりながらこどもを養育するためには、人員配置の充実とともに本体施設との連携が前提となる。

こどもの大切な生活の場として施設機能を充実するとともに、こどもが抱える背景の多様化、複雑化や、入所しているこどもの高年齢化等に対応するため、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要がある。

また、全国的に被措置児童等への虐待も課題となっている。社会的養護を担う人材の育成や施設におけるケアの体制を充実するとともに、外部からの評価や検証の

仕組みを推進するなど、こどもの権利を擁護する取組を充実していく必要がある。
 さらに、地域支援として、里親等委託が進む中で、社会的養護における相当の技術・知識を有する児童養護施設が、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、里親等に対する支援を行うことが期待される。

◇現状

2019（R1）年9月時点 本体 10 施設 定員 791 人

地域小規模児童養護施設 11 か所 66 人

◇目標

- ・小規模かつ地域分散化を推進するため、令和 11 年度末までに本体施設の小規模グループケア化を完了し、地域小規模児童養護施設 39 か所、分園型小規模グループケア 15 か所を目標とする。
- ・医療的ケアの必要なこどもがいる施設に看護師を配置し、虐待を受けた経験等のあるこども、障がいのあるこどもなどに高度な専門的ケアの充実を図る。
- ・社会的養護の質を一層高めるため、研修を充実するなど社会的養護を担う人材の専門性を高める。
- ・被措置児童等への虐待に適切に対応する体制づくりや運営の客観性を高める工夫を行うなど、施設の支援機能の質を高め、入所児童の権利擁護を強化する。

○児童心理治療施設

児童心理治療施設においては、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じているこどもに、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っている。虐待を受けた経験や発達障がい等により対人関係に課題のあるこどもの入所ニーズが高くなっている。

また、家族再統合の困難な入所児童の増加により、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童のケア・自立支援のあり方が課題となっている。

◇現状

2019（R1）年9月時点 本体 3 施設 定員 120 人（通所 1 施設 10 人）

小規模ユニット 1 か所 8 人

施設内分校 1 施設、隣に専用分校 2 施設

◇目標

- ・児童心理治療施設における支援の必要な児童数を把握するとともに、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケア・自立支援のあり方を整理するなど、入所ニーズに応じた対応を行う。
- ・施設内、隣接地に専用の小（中）学校を有している強みを生かし、集団的な学習が困難なこどもへのきめ細やかな支援に努める。

○児童自立支援施設

阿武山学園について

◇現状

2019（R1）年度時点 本体 1 施設 定員 124 人

⇒小舎整備時の適正定員 98 人に定員変更予定

一時保護の受託を行っている。

専門的ケアとして、観察寮（1 か所 10 人）がある。施設内分校 1 か所を有する。

◇目標

- ・アフターケアの強化：すでに阿武山学園において試行しつつあるが、やはり最終的には人員配置が必要。それによって、アフターケアの幅を変化させることができ、強化につながる。
- ・里親・養護施設への人材育成等の支援：職員を他の場所に頻繁に派遣できるほど、人員配置が豊かではない。ただ、里親志望の夫婦を研修生として招き、当園で育成補助する。

○母子生活支援施設

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子ども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けた子どもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、子どもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援が必要である。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母と子ども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

◇現状

2019（R1）年 9 月時点 本体 4 施設 定員 180 世帯

看護師配置（非常勤）により、医療的ケア等を行っている。また、自立に向け就労支援、学習支援や、施設退所母子へのアフターケアも行っている。

◇目標

- ・ショートステイ専用施設 1 か所を新設する。
- ・利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化する。